

前原親交会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員の親睦厚生福祉並びに文化向上に関する事項
- (2) 防犯・防火・衛生に関する事項
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 街路灯の維持管理
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(名称)

第2条 本会の名称は、前原親交会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、船橋市前原西2丁目29番、30番の一部、31番の一部、36番の一部、37番の一部、前原西3丁目15番の一部、16番の一部、17番、18番の一部、19番から27番まで、28番の一部、前原西5丁目3番の一部、4番から15番まで、16番の一部、17番の一部、前原西6丁目5番の一部と前原西7丁目1番の一部、2番の一部、6番、7番の一部、8番の一部、9番の一部の区域とする。

(町会会館)

第4条 本会の事務所は、町会会館に置く。

- 2 町会会館の利用は細則にて定める。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は細則にて定める。

(入会)

第7条 第3条に定める区域内に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会時)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣言を受けたときは、その資格を失う。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名
- (6) その他役員 若干名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼任することはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は、金銭の収支及び財産を管理する。
- 4 理事は、会務全般の運営にあたる。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の報酬)

第13条 役員は無報酬とする。但し役員の諸活動に必要な費用等については、別途役員活動費として、年1回支給する。

2 役員活動費の額は細則にて定める。

3 役員退任時の慰労金の額は細則にて定める。

第4章 総 会

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の要求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2項及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の少なくとも5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規定に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(会員の評決権)

第22条 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散の議決
- (3) 残余財産の処分
- (4) 第32条の規定による資産の処分

(総会の書面表決等)

第23条 止むを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとする。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された、議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第25条 役員会は、役員をもって構成する(但し監事を除く)。

(役員会の権能)

第26条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求のあったときは、その請求があった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会は、第20条、第21条、第23条及び第24条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得、かつ、船橋市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第38条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取り消し
- (3) 総会の議決
- (4) 構成員が欠けたこと

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類、細則)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て役員会が定める。

(細則)

第42条 本規約の実施に当たり必要事項は別に細則を設ける。

附則

- 1 この規約は令和3年6月27日から施行される。
- 2 本規約は令和8年5月24日から施行される。

前原親交会細則

(目的)

第1条 この細則は、前原親交会規約第42条に基づき、規約の迅速なる実施を図るため規約第1章第1条5号、第2章第6条、第3章第9条及び第13条について、その細部に関し規定する。

(弔慰金)

第2条 規約第1章第1条5号のうち、会員の慶弔に関する事項を次の様に定める。

- (1) 香典について 世帯主が死亡のとき 5,000円
- (2) 本会の役員にして1期(2ヶ年)以上就任されたものには、役員会の議決を経て、別途、記念品又は生花を贈ることができる。

(会費の額)

第3条 規約第2章第6条の会費納入については以下の様に定める。

基本料金	持家者	一律	一ヶ月	350円
	借家者	一律	一ヶ月	150円
特例として寮等で一括借り上げの場合は	一律	一ヶ月	1,000円	

ただし、特別の事情のある会員については町会費の減免を、役員会の議決を経て行うことができる。

(役員の種別)

第4条 規約第3章第9条のその他役員については以下の様に定める。

その他役員 相談役(若干名)
神社総代(若干名)

(役員活動費の額)

第5条 規約第3章第13条の役員活動費については以下の様に定める。

(1) 年間費用として	会長	70,000円	副会長	40,000円
	理事	30,000円	会計	40,000円
	監事	20,000円	神社総代	20,000円

- (2) 支給時期、支給方法については役員会の議決を経て決定する。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金については以下の様に定める（1期2年）。

会 長 4, 0 0 0円 副会長 4, 0 0 0円

会 計 4, 0 0 0円 理 事 2, 0 0 0円

監 事 2, 0 0 0円 嘱 託 2, 0 0 0円

(雑則)

第7条 本細則に定める内容の改定は、必要の都度役員会に諮って決定し総会にて承認を得なければならない。

(附則)

本細則は令和3年6月27日から施行される。

本細則は令和8年5月24日から施行される。

以 上

町会会館利用細則

(利用申請)

- 第1条 (1) 利用は町会会員及び町会が認めた団体・個人とする。
- (2) 申請は原則利用日の2週間前までにおこなう。
- (3) 利用希望者は「会館利用申請書」を提出（郵便受けに入れる）し、事前に承認を得ること。
- (4) 急な利用は、空き状況により管理担当者判断で対応可能とする。

(利用上の遵守事項)

- 第2条 (1) 使用後は清掃し、原状復帰（椅子・机など）すること。
- (2) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (3) 飲酒は節度を守り（騒音防止）近隣住宅への配慮をすること。
- (4) 大声・音響機器は音量に注意すること。
- (5) 火気使用（ガス・ホットプレート等）時は必ず事前申請すること。
- (6) 館内での喫煙は禁止。
- (7) エアコン・照明の消灯・雨戸の確認など確実に実施すること。
- (8) 利用後は「利用報告書」に記入し郵便受けに投函すること。

(禁止事項)

- 第3条 以下目的での利用は禁止とする。
- (1) 無断での営利活動（販売・教室）。
- (2) 宗教・政治活動（地域トラブル防止のため）。
- (3) 反社会的行為・公序良俗違反の集会。
- (4) 会館の又貸し。

(特例及び原則運用)

- 第4条 今回特例として認めた事項は今回限りとし、次回以降は本細則の原則どおり運用する。

(附則)

本細則は令和8年5月24日から施行される。

以 上